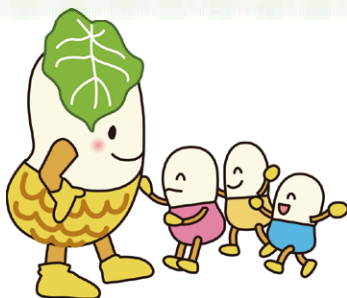


子育て みんなで応援

2



☀️ 子どものための特定教育・保育給付について

平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」により、就学前の子どもの教育・保育を保障するための「給付制度」と「支給認定制度」が導入されました。

新制度に移行した幼稚園や保育所、認定こども園などを利用する場合、市が利用者の費用の一部を給付費として負担します。そのため、給付対象の施設や事業の利用を希望する場合、教育・保育給付費の支給について認定申請を行い、教育認定(1号)または保育認定(2・3号)を受ける必要があります。

施設の利用には「認定」が必要です

新制度では、幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育を利用する際に、認定を受けていただく必要があります。

認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。認定区分によって利用できる施設や時間が異なりますので、ご確認ください。

利用したい施設は？認定区分は？

まずは利用したい施設を選びましょう。

さらに子どもの年齢を選べば、どの認定区分になるかが分かります。

利用したい施設 認定区分		幼稚園	保育所	認定こども園		地域型保育
				利用時間 朝～昼すぎ	利用時間 朝～夕	
満3歳以上	教育標準時間認定 1号認定	🌸		🌸		
	保育認定 2号認定		🌸		🌸	
未満3歳	保育認定 3号認定		🌸		🌸	🌸

※実際に受け入れている年齢や利用時間は各施設で異なります

「2号・3号認定」を受けるには？

保育を必要とする 事由が必要です。

2号・3号認定には、保育を必要とする事由のいずれかに該当することが必要です。

- ☐ 就労（月64時間以上）
- ☐ 妊娠、出産
- ☐ 保護者の疾病、障がい
- ☐ 親族の介護・看護
- ☐ 災害復旧
- ☐ 求職活動
- ☐ 就学

…など

また、利用できる時間は、保育を必要とする事由と保護者の状況により2種類に区分されます。
例えば、月120時間以上の就労で「保育標準時間」、月64時間以上、月120時間未満の就労で「保育短時間」になります。

保育標準時間

(延長保育) ← **最大11時間** (利用可能な時間帯) → (延長保育)

保育短時間

(延長保育) ← **最大8時間** (利用可能な時間帯) → (延長保育)

11時間を超える延長保育は4園で実施しています。

四国中央市の認可施設における利用時間設定

保育標準時間 7:30～18:30(11時間)

保育短時間 8:30～16:30(8時間)

幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化は、3歳児クラス(3歳で迎える4月1日の年度)から小学校入学までと、2歳児クラス(3歳になって最初の3月31日までの年度)までの住民税非課税世帯が対象となります。

また、無償化の対象となるサービスは、保育の必要性の有無によっても異なります。無償化の対象となるためには、すべての人がサービスを利用する前に給付認定を受ける必要があります。

詳しくは、保育幼稚園課までお問合せください。

